

## 国登録有形民俗文化財「糸満の漁撈用具」の登録についての報告

文化財課

### 1 国登録有形民俗文化財の新登録

国の文化審議会は、令和8年1月23日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議、議決を経て、登録有形民俗文化財「糸満の漁撈用具」を下記のとおり、文部科学大臣に答申した。登録の日は、今後官報に登載される日付となる。この結果、沖縄県所在の国登録有形民俗文化財は、平成19年3月7日に登録された「竹富島の生活用具」（竹富町・喜宝院蒐集館所有）以来19年ぶり、2件目の登録となる。

### 2 概要

所有者：糸満市（海のふるさと公園展示館保管）

所有者の住所：沖縄県糸満市

員数：887点

沖縄本島の南端に位置する糸満市域で収集された、魚介類の捕獲や販売などに使用された用具である。本収集は、追い込み漁をはじめ、網漁や釣漁、突き棒漁などの各種の漁撈に用いられた用具、サバニや操船、造船に用いられた船関係の用具、仕事着、漁具の製作・修理用具、販売用具などから構成されている。

### 3 趣旨

糸満漁民は、その卓越した技術と国内外における積極的な生業活動から、沖縄を代表する漁撈集団として位置付けられており、南西諸島の漁業の発展にも指導的な役割を果たしてきた。本件は、糸満漁民が使用した各種の用具が収集されており、当地の漁撈の実態や技術を伝えている。また、出漁する男性に対し、女性が行商に使用した販売用具なども併せて収集されており、この地域の生業の様相をよく示す資料群となっている。沖縄における生業の地域的展開や我が国における漁撈活動の変遷を考える上で注目される資料である。

令和8年第2回教育委員会会議 報告事項（10）



各種漁具用具



サバニ等の舟用具